

新進グループ サプライヤー行動規範

私たち新進グループは、「一歩前進（ONE STEP FORWARD）」の経営理念にもとづき、サプライチェーン・ソリューション・サービスの提供において“創造と革新”の挑戦を続け、持続的成長をすることによって社会に貢献すべく、日々の誠実かつ公正な事業活動に取り組んでおります。

私たちの大切なパートナーであるサプライヤーの皆さまと構築してきたサプライチェーンにおいて、社会的責任をより確実に果たしていくことを目的とし、このたび「新進グループ サプライヤー行動規範」を制定いたしました。

皆さまとこれまで以上に連携・協力を図ることで、社会的責任に配慮したサプライチェーンを堅固なものとし、引き続き持続可能な社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

本規範の主旨をご理解のうえ、皆さまには、適用されるすべての法令や社会規範に加えて、本規範の遵守をお願いいたします。また、皆さまのサプライチェーンに属するお取引先さまに対しても、本規範の推進を要請いただけますようお願いいたします。

本規範に関して、新進グループに対する質問や意見などがある場合は、遠慮なくご連絡ください。

株式会社新進商会

Ver.1.0

2025年1月1日

1. 法令遵守

事業活動のあらゆる面で、事業を行う国や地域の法令や社会規範を遵守し、国際行動規範を尊重してください。

2. 人権・労働

- 1) 従業員の自由な意思を尊重し、強制労働、奴隷労働、人身取引、債務労働または強要された囚人労働を使用しないでください。
- 2) いかなる場合においても、最低就業年齢に満たない児童を労働に携わらせないでください。また、18歳未満の若年者の雇用は、危険を伴わない業務のみに従事させてください。
- 3) 法定労働時間を遵守し、適正な休日・休暇の付与と労務管理を行ってください。
- 4) 従業員に支払われる賃金は、最低賃金・時間外労働および法令で義務付けられている福利厚生に関連する法律を含め、適用される賃金に関するすべての法令を遵守してください。
- 5) すべての人の基本的人権を尊重し、人種、年齢、性別、国籍、民族、宗教、学歴、信条、性的指向・性自認、障害の有無等による差別や個人の尊厳を傷つけることのないようにしてください。
- 6) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他のいやがらせ、いじめなどは厳禁とし、それらが発覚した場合は断固たる対応を行ってください。
- 7) 従業員の組合の結成、加入、団体交渉を行う権利を尊重してください。
- 8) 従業員とコミュニケーションを図る定期的な機会の提供をお願いいたします。あわせて相談窓口を設置するなど、従業員が意見や懸念を申し立てることができる環境づくりに努めてください。

3. 安全衛生

- 1) 関連法令を遵守し、すべての労働者の職務上の安全・衛生を確保した快適な職場環境を整えてください。
- 2) 法令で定める水準の健康診断を実施するなど、従業員の健康状態を把握し、健康の保持増進と早期発見に努めてください。また、過重労働による健康被害やメンタルヘルス不調を未然に防ぐよう対策を講じてください。
- 3) 安全管理体制を構築し、職場設備（建物・作業場・機械器具など）の点検等の災害防止活動を通じ、労働災害や事故の未然防止に努めてください。
- 4) 安全衛生情報は、従業員の母国語もしくは理解可能な言語等で発信してください。

4. 環境

- 1) 自社施設において、環境法規制を遵守し、地球環境に配慮した事業運営を行ってください。
- 2) 温室効果ガス排出量の削減、資源循環の推進、水資源の管理、化学物質の管理、生物多様性の保全、その他対策が必要とされる環境課題に取り組んでください。
- 3) 製品含有化学物質の管理体制を整備し、「株式会社新進商会グリーン調達ガイドライン（製品含有化学物質管理）」最新版の要求事項を満たしてください。

5. 公正な企業活動

- 1) 関連法令を遵守し、透明かつ公平・公正な取引を推進してください。賄賂、汚職、優越的地位の乱用、利益相反行為、カルテル・談合等の反競争的な行為は絶対に行わないでください。
- 2) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との取引その他一切の関係を拒絶してください。
- 3) 自社の経営状況や活動状況等の企業情報は、関係法令に従い、ステークホルダーに対して正確かつタイムリーに開示してください。
- 4) 自社の知的財産権が第三者に侵害されないよう保護し、また第三者の知的財産権を侵害しないでください。
- 5) 販売促進資料、商品梱包・説明書等に記載の事項ならびに広告は、事実にもとづく公正かつ間違いのないものとしてください。これらの内容は顧客を欺く内容であってはならず、事実にもとづくものである必要があります。
- 6) 紛争地域諸国および高リスク国において不法に採掘された、人権侵害・環境破壊・紛争などに関わりのある鉱物を使用しないよう、製品等に関連するサプライチェーン調査体制を整備してください。
- 7) 国際的な平和と安全の維持のため、自社の事業所所在地の関係法令および経済制裁措置を遵守し、適正な輸出入取引を行ってください。
- 8) 提供する製品やサービスの安全性を確保するとともに、最適な水準にもとづく品質、納期、コストの管理体制の確立と運用を積極的に進めてください。

6. 情報セキュリティ

- 1) 機密情報、個人情報、顧客情報等、業務上取り扱う情報の管理を徹底し、不正・不当な利用および漏洩の予防のため、管理体制や管理規定の整備を行ってください。
- 2) 情報システムを利用する場合には、コンピューター・ネットワーク上の脅威（不正アクセス・マルウェア・標的型攻撃など）に対する組織的、人的、物理的および技術的安全管理措置を講じてください。

7. 事業継続

自然災害をはじめとする不測の事態に備え、従業員とその家族の安全確保を最優先とするとともに、ステークホルダーへの影響を最小化するための管理体制の構築や事業継続計画の整備を行ってください。

以上